

**【横浜市北部児童相談所】会計年度任用職員（日額職）
相談調整係・障害児支援業務 週2日勤務（令和8年4月1日採用）募集要項**

1 業務内容

- (1) 障害児に係る情報などの調査、整理、記録等
- (2) 児童通告書の受付や育成相談等への対応
- (3) 児童相談所相談調整係における補助業務
- (4) 大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

2 勤務場所

横浜市北部児童相談所（横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1）

3 応募資格

- (1) 社会福祉職（次のア～工のいずれかに該当する者）
 - ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の国家試験受験資格を有する者
 - イ 社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - ウ 厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目的うち3科目以上を履修し、卒業した者
 - エ 福祉事務所（※1）において相談・援助業務の実務経験が5年以上ある者

（※1）福祉事務所とは、社会福祉法第14条に規定される福祉に関する地方公共団体の事務所を指し、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う事務所をいう。（例：区役所で保護業務を担当する部署、高齢者・障害者支援業務を担当する部署、児童相談所、更生相談所等）
- (2) パソコンの基本的な操作が可能であること
- (3) 窓口・電話対応ができること
- (4) 次のいずれにも該当しないこと
 - ・児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関連する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者
 - ・過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者

4 募集人数

1名

5 勤務条件及び報酬

- (1) 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (2) 勤務日・時間 月～金のうち週2日（国民の祝日、閉庁日を除く）
午前8時30分～午後5時00分（休憩時間 午後0時～午後1時）
- (3) 給与 日額12,720円、通勤費用（実費相当額）を別途支給
※任用期間中に報酬が変更となる場合があります。
- (4) 休暇 年次休暇等
- (5) 社会保険料等 なし

6 応募方法

- (1) 提出書類
申込書（所定様式）、作文用紙（所定様式）、資格を有していることを確認できる書類（履修証明書等）（写）
様式は横浜市ホームページよりダウンロードできます。
※提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

- (2) 提出方法及び提出期限

持参又は郵送

令和8年2月13日（金）正午 必着

※ 持参時の受付：月曜日～金曜日の午前8時45分～午後5時（閉庁日を除く）

※ 郵送の場合の送付先

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

横浜市北部児童相談所 会計年度任用職員担当

7 選考

- (1) 選考方法 書類選考及び面接選考を実施します。
- (2) 選考日程 **令和8年2月17日（火）午前あるいは2月19日（木）午後予定**
※面接時間は、2月13日（金）以降に電話でお知らせします。
- (3) 面接会場 北部児童相談所（市営地下鉄センター南駅から徒歩6分、都筑区総合庁舎2階）

8 停止条件

令和8年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格されても採用されないことがあります。

《問合せ》 横浜市北部児童相談所 会計年度任用職員担当

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

電話 045-948-2441 ／ FAX 045-948-2452